

議案第 12 号

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市条例第　　号

### 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条本文中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条ただし書中「にすることをもつて」を「当該特定教育・保育施設に備え置くことにより」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。